

15. 東北学院大学文学部履修細則

2020年度入学生より適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上の単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	34
	ベーシック	知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	4	20
		選択必修科目	4	
		必修科目を除く科目	12	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目及び専修分野 必修科目を除く専修分 野科目 ^{注3}	16	
		第7類	2	
	外国語科目第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			
合計				124

注1. 英文学科に所属する学生は、第2学年次から英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	34
	ベーシック	知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類（必修科目）		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
外国語科目第1類及び第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				28
合計				124

歴史学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	34
	ベーシック	知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1 類（必修科目）		4	6
	第2 類		2	
専門教育科目	第1 類（演習）		12	56
	第2 類（講義）		32	
	第3 類（講読・実習）		8	
	第4 類（隣接科目）		4	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1 類及び第2 類 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				26
合計				124

教育学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	30
	ベーシック	知的基礎	10	
	学科教養科目		10	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1 類		4	6
	第2 類		2	
専門教育科目	第1 類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	84
	第2 類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
	第3 類 (英語教育)	必修科目24単位	24	
	第4 類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	
	第5 類 (教職実践)		10	
	第6 類 (演習・卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2 類 保健体育科目 専門教育科目第1 類から第5 類 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				2
合 計				124

(進級要件)

第3条 第3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計24単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類～第4類	16単位以上
合計		44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計32単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	8単位以上
合計		44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計30単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類	2単位以上
	第2類～第4類	16単位以上
合計		52単位以上

教育学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計20単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	16単位以上
合計		40単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(資格)

第5条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定める期間を意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）
- (5) 資格科目（各学科課程表に定める資格に関する科目をそれぞれに定められた単位の修得をしなければならないもの）

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第9条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第10条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、英文学科、総合人文学科及び歴史学科の学生は、第1学年次から第3学年次を40単位、第4学年次を46単位とし、教育学科の学生は第1学年次から第3学年次を44単位、第4学年次を48単位とする。ただし、外国語科目第3類及び資格科目については、上限を超えて履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生（教育学科の学生は除く）は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、受講すべき講義が特に指定されているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第12条 講義を受けようとする者は、履修登録を別に定める期間中に行わなければならない。

- 2 前項の期間中に履修登録を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。ただし、後期に修正登録をすることができる。
- 4 期間外に履修登録を変更又は追加することはできない。
- 5 1年間に同じ授業科目を2つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間としてあけなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。

7 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- (1) 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- (2) 日本語ⅠAは外国語科目第1類英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類英語ⅡBの1単位

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験等を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目として認定した科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

第16条の2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、文学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表1に従い、包括認定を行うものとする。

- 2 転学部生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第17条の3 総合人文学科及び歴史学科において、本学が指定する英語の検定試験において一定の成績を修めた者が、所定の期間内に所定の手続に従って単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA及び英語ⅡBのうち未履修のもの2科目まで、別表2の定めるところにより、単位及び成績評価を与えることができる。

- 2 前項に定める申請は、申請前2年間に受験した検定試験に限り、在学中1度のみとする。
- 3 総合人文学科及び歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定及びハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を与えることができる。

- 4 既に外国語科目第2類のいずれか1科目の単位を修得している場合において、単位修得していない外国語第2類につき前項と同様に扱う。
- 5 第1項に基づいて1年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、第2学年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 第3学年次末における卒業に関わる修得単位数が78単位以上の者については、卒業見込証明書を発行する。

(専修及び副専修)

第19条 英文学科は、卒業要件を満たした場合には所属分野の「専修」修了を認め、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

2 総合人文学科は、専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）又は第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

3 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民族学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	

(大学院科目の履修)

第20条 歴史学科の第4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。

2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第21条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科又は教育学科の原級止者（以下原級止者という。）は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。

3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。

4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。

5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(改 廃)

第22条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

別表 1 編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	8	0	英語発音学Ⅰ・ⅡとIntegrated EnglishⅠ・Ⅱの8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	4	8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	4	16	
合計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T G ベーシック 人間的基礎		10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む26単位を認定
教養教育科目 T G ベーシック 知的基礎		8	6	2	
教養教育科目 学科教養科目		16	14	2	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	0	8	
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	0	20	
合計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		28	4	24	
合計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		12	0	12	
専門教育科目 第2類		32	0	32	
専門教育科目 第3類		8	0	8	
専門教育科目 第4類		4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26	8	18	
合計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第2学年次

科目区分		単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む18単位を認定
教養教育科目	T G ベーシック	知的基礎	8	6	2	
教養教育科目	学科教養科目		16	6	10	
地域教育科目			2	0	2	
外国語科目 第1類			4	2	2	
外国語科目 第2類			2	2	0	
専門教育科目 第1類			12	0	12	
専門教育科目 第2類			32	0	32	
専門教育科目 第3類			8	0	8	
専門教育科目 第4類			4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目			26	2	24	
合計			124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

別表2（第17条の3関係）

試験名称	成績評価への換算スコア（上段は英語ⅠA、英語ⅠB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB）			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140－	147－	153－	160－
実用英語技能検定（一次＋二次）	2級(1980－)	2級(2088－)	2級(2196－)	準1級(2304－)
GTEC	960－	1037－	1113－	1190－
IELTS	4.0－	4.5－	5.0－	5.5－
TEAP	225－	253－	281－	309－
TEAP CBT	420－	480－	540－	600－
TOEFL iBT	42－	52－	62－	72－
TOEIC(L&R)／TOEIC(S&W)	790－	891－	994－	1095－

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
 本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
 つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

2019（平成31）年度入学生のみ適用

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、履修等に関して必要な事項を定める。

（卒業要件）

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上の単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	34
	ベーシック	知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	4	20
		選択必修科目	4	
		必修科目を除く科目	12	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目及び専修分野 必修科目を除く専修分 野科目 ^{注3}	16	
	第7類		2	
外国語科目第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				20
合計				124

注1. 英文学科に所属する学生は、2学年次から英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	34
	ベーシック	知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類（必修科目）		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
外国語科目第1類及び第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				28
合計				124

歴史学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	34
	ベーシック	知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1 類（必修科目）		4	6
	第2 類		2	
専門教育科目	第1 類（演習）		12	56
	第2 類（講義）		32	
	第3 類（講読・実習）		8	
	第4 類（隣接科目）		4	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1 類及び第2 類 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				26
合計				124

教育学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10	30
	ベーシック	知的基礎	10	
	学科教養科目		10	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	84
	第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
	第3類 (英語教育)	必修科目24単位	24	
	第4類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	
	第5類 (教職実践)		10	
	第6類 (演習・卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類から第5類 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				2
合計				124

（進級要件）

第3条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計24単位以上
外国語科目第1類及び第2類			4単位以上
専門教育科目	第1類～第4類		16単位以上
合計			44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計32単位以上
外国語科目			4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類		8単位以上
合計			44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計30単位以上
外国語科目第1類及び第2類			4単位以上
専門教育科目	第1類		2単位以上
	第2類～第4類		16単位以上
合計			52単位以上

教育学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計20単位以上
外国語科目第1類及び第2類			4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類		16単位以上
合計			40単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(資格)

第5条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定める期間を意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）
- (5) 資格科目（各学科課程表に定める資格に関する科目をそれぞれに定められた単位の修得をしなければならないもの）

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第9条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第10条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、英文学科、総合人文学科及び歴史学科の学生は、第1学年次から第3学年次を40単位、第4学年次を46単位とし、教育学科の学生は第1学年次から第3学年次を44単位、第4学年次を48単位とする。ただし、外国語科目第3類及び資格科目については、上限を超えて履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生（教育学科の学生は除く）は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、受講すべき講義が特に指定されているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第12条 講義を受けようとする者は、履修登録を別に定める期間中に行わなければならない。

- 2 前項の期間中に履修登録を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。ただし、後期に修正登録をすることができる。
- 4 期間外に履修登録を変更又は追加することはできない。
- 5 1年間に同じ授業科目を2つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間としてあけなければならない。この

場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。

7 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- (1) 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- (2) 日本語ⅠAは外国語科目第1類英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類英語ⅡBの1単位

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験等を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目として認定した科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

第16条の2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、文学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表に従い、包括認定を行うものとする。

- 2 転学部生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第17条の3 総合人文学科及び歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、外国語科目第1類英語ⅡA及び英語ⅡBの単位を与えることができる。

- 2 総合人文学科及び歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定及びハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を

行い、その申請が認められた場合、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目I Bの単位を与えることができる。

- 3 既に外国語科目第2類のいずれか1科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 3学年次末における卒業に関わる修得単位数が78単位以上の者については、卒業見込証明書を発行する。

(専修及び副専修)

第19条 英文学科は、卒業要件を満たした場合には所属分野の「専修」修了を認め、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科は、専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）又は第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

- 3 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民族学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	

(大学院科目の履修)

第20条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。

- 2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第21条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科又は教育学科の原級止者（以下原級止者という。）は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(改 廃)

第22条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

〔別表〕編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	8	0	英語発音学Ⅰ・ⅡとIntegrated EnglishⅠ・Ⅱの8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	4	8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	4	16	
合計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T G ベーシック 人間的基礎		10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む26単位を認定
教養教育科目 T G ベーシック 知的基礎		8	6	2	
教養教育科目 学科教養科目		16	14	2	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	0	8	
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	0	20	
合計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		28	4	24	
合計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		12	0	12	
専門教育科目 第2類		32	0	32	
専門教育科目 第3類		8	0	8	
専門教育科目 第4類		4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26	8	18	
合計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T G ベーシック 人間的基礎		10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む18単位を認定
教養教育科目 T G ベーシック 知的基礎		8	6	2	
教養教育科目 学科教養科目		16	6	10	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		12	0	12	
専門教育科目 第2類		32	0	32	
専門教育科目 第3類		8	0	8	
専門教育科目 第4類		4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26	2	24	
合計		124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。

15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

平成30年度入学生のみ適用

(趣旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類	必修科目	8	20
		選択必修科目 (Integrated English I-VI)	4	
		必修科目を除く科目	8	
	第 2 類～ 第 4 類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目および 専修分野必修科目を 除く専修分野科目 ^{注3}	16	
	第 7 類		2	
	外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 6 類 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			
合 計				124

注1. 英文学科学生は、2年次から英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野、の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野(英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野)の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類		4	54
	第 2 類～第 4 類		38	
	第 5 類～第 7 類		12	
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				24
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		24	46
	第2類		12	
	第3類		10	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				32
合 計				124

教育学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	30
		知的基礎	10	
	学科教養科目		10	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	84
	第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
	第3類 (英語教育)	必修科目24単位	24	
	第4類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	
	第5類 (教職実践)		10	
	第6類 (演習・卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類～第5類 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				2
合 計				124

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計24単位以上
外国語科目			4単位以上
専門教育科目	第1類～第4類		16単位以上
合 計			44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計32単位以上
外国語科目			4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類		8単位以上
合 計			44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計30単位以上
外国語科目	第1類・第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類		12単位以上
	第2類・第3類		6単位以上
合 計			52単位以上

教育学科

教養教育科目及び地域教育科目			合計20単位以上
外国語科目			4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類		16単位以上
合 計			40単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語ⅠA（英会話）・英語ⅠB（英会話）・英語ⅡA（英会話）・英語ⅡB（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また教育学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、スポーツ実技2単位並びに専門教育科目の中の総合英語コミュニケーション演習Ⅰ・総合英語コミュニケーションⅡの計4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資 格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者、また教育学科において、司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、1～3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録及び履習辞退)

第13条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
- 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。
- 7 履習辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。

第13条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語ⅠA・ⅠBの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第2類英語ⅡA・ⅡBの2単位。
ただし、教育学科においては、日本語ⅠAは英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは英語ⅡBの1単位とする。

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語ⅡA（日常英語）」及び「英語ⅡB（日常英語）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語ⅡA（文献読解）」、「英語ⅡB（文献読解）」、「英語ⅡA（英会話）」又は「英語ⅡB（英会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 3年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

- 2 発行条件を満たさない者でも、4年次当初の科目登録の際に卒業要件を満たせば、必要な指導を経たうえで卒業見込証明書を発行することができる。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）、第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科、教育学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。

ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 本細則は、平成30年4月1日から施行する。

〔別表〕編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科 3年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	◎8	◎4	「英語発音学Ⅰ・Ⅱ」と「Integrated EnglishⅠ・Ⅱ」の8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	◎4	◎8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 2年次（平成29年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む26単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	14	4	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 3年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	0	24	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 3年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		24	0	24	
専門教育科目 第2類		12	0	12	
専門教育科目 第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	4	28	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 2年次（平成29年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む18単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	6	12	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		24	0	24	
専門教育科目 第2類		12	0	12	
専門教育科目 第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	2	30	
合 計		124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。

15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

平成29年度入学生のみ適用

(趣旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	8	20
		選択必修科目 (Integrated English I-VI)	4	
		必修科目を除く科目	8	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目および 専修分野必修科目を 除く専修分野科目 ^{注3}	16	
	第7類		2	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目				16
合 計				124

注1. 英文学科学生は、2年次から英米文学分野、英語学
分野または英語コミュニケーション分野、の中から
一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学
分野、英語学分野または英語コミュニケーション分
野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学 科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				24
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		24	46
	第2類		12	
	第3類		10	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				32
合 計				124

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び 地域教育科目	合計 24単位以上
外国語科目	4単位以上
専門教育科目 第1類～ 第4類	16単位以上
合 計	44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び 地域教育科目	合計 32単位以上
外国語科目	4単位以上
専門教育科目 第1類～ 第6類	8単位以上
合 計	44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び 地域教育科目	合計 30単位以上
外国語科目 第1類・ 第2類	4単位以上
専門教育科目 第1類	12単位以上
専門教育科目 第2類・ 第3類	6単位以上
合 計	52単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語ⅠA（英会話）・英語ⅠB（英会話）・英語ⅡA（英会話）・英語ⅡB（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資 格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、1～3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録及び履習辞退)

第13条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
- 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。
- 7 履習辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。

第13条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 日本語Iは外国語科目第1類英語IA・IBの2単位、日本語IIは外国語科目第2類英語IIA・IIBの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語ⅡA（日常英語）」及び「英語ⅡB（日常英語）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語ⅡA（文献読解）」、「英語ⅡB（文献読解）」、「英語ⅡA（英会話）」又は「英語ⅡB（英会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 3年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

- 2 発行条件を満たさない者でも、4年次当初の科目登録の際に卒業要件を満たせば、必要な指導を経たうえで卒業見込証明書を発行することができる。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）、第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。

ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 本細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第19条の2は2014（平成26）年度入学生から適用する。

〔別表〕編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科 3年次（平成27年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	◎8	◎4	「英語発音学Ⅰ・Ⅱ」と「Integrated EnglishⅠ・Ⅱ」の8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	◎4	◎8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 2年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む26単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	14	4	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 3年次（平成27年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	0	24	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 3年次（平成27年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		24	0	24	
専門教育科目 第2類		12	0	12	
専門教育科目 第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	4	28	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 2年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む18単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	6	12	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		24	0	24	
専門教育科目 第2類		12	0	12	
専門教育科目 第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	2	30	
合 計		124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。

15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

2015（平成27）年度入学生から2016（平成28）年度入学生適用

（趣旨）

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	8	20
		選択必修科目 (Integrated English I-VI)	4	
		必修科目を除く科目	8	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目および 専修分野必修科目を 除く専修分野科目	16	
	第7類		2	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目				16
合 計				124

注1. 英文学科学生は、2年次から英米文学分野、英語学
分野または英語コミュニケーション分野、の中から
一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学
分野、英語学分野または英語コミュニケーション分
野）の必修科目

総合人文学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学 科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				24
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		24	46
	第2類		12	
	第3類		10	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				32
合 計				124

（進級要件）

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び 地域教育科目	合計 24単位以上
外国語科目	4単位以上
専門教育科目 第1類～ 第4類	16単位以上
合 計	44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び 地域教育科目	合計 32単位以上
外国語科目	4単位以上
専門教育科目 第1類～ 第6類	8単位以上
合 計	44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び 地域教育科目	合計 30単位以上
外国語科目 第1類・ 第2類	4単位以上
専門教育科目 第1類	12単位以上
専門教育科目 第2類・ 第3類	6単位以上
合 計	52単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語ⅠA（英会話）・英語ⅠB（英会話）・英語ⅡA（英会話）・英語ⅡB（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資 格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、1～3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録)

第13条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
- 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

第13条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語ⅠA・ⅠBの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第2類英語ⅡA・ⅡBの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第16条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語ⅡA（日常英語）」及び「英語ⅡB（日常英語）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語ⅡA（文献読解）」、「英語ⅡB（文献読解）」、「英語ⅡA（英会話）」又は「英語ⅡB（英会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 3年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）、第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。

ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

本細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度、平成18年度及び平成19年度の入学生については第5条の「別表第3」を「別表第2」に読み替える。

附 則

- 1 本細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の改正は、(原級止者の履修)第23条について定める。

附 則

- 1 本細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第13条の2は2015（平成27）年度入学生から適用する。

2011（平成23）年度入学生から2014（平成26）年度入学生適用

（趣旨）

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科（昼間主コース・夜間主コース）

教養教育科目	第1 類		10	
	第2 類		6	
	第3 類		10	
	第4 類		2	
	小 計		28	
外国語科目	第1 類		4	
	第2 類		2	
	小 計		6	
専門教育科目	第1 類	学科共通必修科目	12	20
		学科共通必修科目を除く科目	8	
	第2類～第5類	コース必修科目	12	44
		専修分野必修科目	12	
		コース必修科目及び専修分野必修科目を除く科目	20	
	第6類～第7類		0	2
	第8類		2	
	小 計		66	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第7類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目				24
合 計				124

- 注）1. コース必修科目は、昼間主コース、夜間主コースそれぞれの必修科目
 2. 専修分野必修科目は、専修する分野（英語コミュニケーション分野、英米文学分野、英語学分野または総合英語研究分野）の必修科目
 3. 昼間主コースの学生は、英語コミュニケーション分野、英米文学分野、または英語学分野の中から専修分野を一つ選択し、夜間主コースの学生は総合英語研究分野を専修する。
 4. 「コース必修科目及び専修分野必修科目を除く科目」は所属する専修分野の科目

総合人文学科

教養教育科目	第1類	10
	第2類	6
	第3類	10
	第4類	2
	小計	28
外国語科目	第1類	4
	第2類	2
	小計	6
専門教育科目	第1類	12
	第2類～第4類	38
	第5類～第7類	14
	小計	64
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26
合計		124

歴史学科

教養教育科目	第1類	10
	第2類	6
	第3類	4
	第4類	6
	第5類	2
	小計	28
外国語科目	第1類	4
	第2類	2
	小計	6
専門教育科目	第1類	32
	第2類	12
	第3類	10
	小計	54
教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		36
合計		124

（進級要件）

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科（昼間主コース・夜間主コース）

合 計	44単位以上	教養教育科目		20単位以上
		外国語科目		4単位以上
		専門教育科目	第1類～第5類（必修から）	20単位以上

総合人文学科

合 計	44単位以上	教養教育科目		20単位以上
		外国語科目		4単位以上
		専門教育科目第1類～第6類		20単位以上

歴史学科

合 計	52単位 以上	教養教育科目	第1類及び第3類からそれぞれ4単位を含む	20単位以上
		外国語科目		4単位以上
		専門教育科目	必修科目の8単位以上を含む	16単位以上
		上記の他に教養教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目から		12単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及びコンピュータ演習2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のAcademic Speaking I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及びコンピュータ演習2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語Ⅰ（英会話）・英語Ⅱ（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資 格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。但し、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 各学科の履修登録制限について、次のとおり定める。

英文学科、歴史学科：1年に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、4学年次はこの制限を設けない。また、資格関係科目については、48単位を超えて履修することができる。

2 総合人文学科：1年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、資格関係科目については、48単位を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りでない。

(英文学科昼間主コース・夜間主コースの乗り入れ履修範囲)

第13条 英文学科昼間主コース・夜間主コースの相互乗り入れ範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教養教育科目については、必修を除く科目。
- (2) 外国語科目については、必修を除く科目。
- (3) 保健体育科目。
- (4) 外国人留学生科目。
- (5) 専門教育科目第1類については、必修科目を除く科目。
- (6) 専門教育科目第2類から第7類については、分野必修科目を除く科目（コース必修科目は相互乗り入れ可能）。
- (7) 教職科目。

(履修登録)

第14条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。

- 2 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
- 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間としてあけなければならない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第15条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 日本事情Aは教養教育科目第2類2単位、日本事情Bは教養教育科目第3類の2単位
日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語Ⅰの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第1類英語Ⅱの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第16条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第17条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

第18条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第19条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第19条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(卒業見込み証明書の発行)

第20条 第3学年次末における卒業にかかわる修得単位数が、80単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

(専修・副専修)

第21条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第5類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）、第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了当該科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了当該科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ・アメリカ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習A	アジア史総合演習A	ヨーロッパ・アメリカ史総合演習A	考古学総合演習A	民俗学総合演習A
日本史総合演習B	アジア史総合演習B	ヨーロッパ・アメリカ史総合演習B	考古学総合演習B	民俗学総合演習B
日本史論文演習A	アジア史論文演習A	ヨーロッパ・アメリカ史論文演習A	考古学論文演習A	民俗学論文演習A
日本史論文演習B	アジア史論文演習B	ヨーロッパ・アメリカ史論文演習B	考古学論文演習B	民俗学論文演習B
日本史専門講読ⅠA	アジア史専門講読ⅠA	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読ⅠA		
日本史専門講読ⅠB	アジア史専門講読ⅠB	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読ⅠB		
日本史専門講読ⅡA	アジア史専門講読ⅡA	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読ⅡA		
日本史専門講読ⅡB	アジア史専門講読ⅡB	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読ⅡB		
			考古学実習Ⅰ	民俗学実習A
			考古学実習ⅡA	民俗学実習B
			考古学実習ⅡB	
日本史の諸問題ⅠA	アジア史の諸問題ⅠA	ヨーロッパ・アメリカ史の諸問題ⅠA	考古学の諸問題ⅠA	民俗学の諸問題A
日本史の諸問題ⅠB	アジア史の諸問題ⅠB	ヨーロッパ・アメリカ史の諸問題ⅠB	考古学の諸問題ⅠB	民俗学の諸問題B
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ・アメリカ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	

(大学院科目の履修)

第22条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第23条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限48単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第24条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経てこれを行う。

(附 則)

本細則は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

1. 本細則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成17年度、平成18年度及び平成19年度の入学生については第5条の「別表第3」を「別表第2」に読み替える。

(附 則)

- 1 本細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の改正は、(原級止者の履修) 第23条について定める。

再入学者の取扱いについて.

平成13年4月1日以降の願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程を適用いたします。

年度を超えた復籍者の取扱いについて.

平成13年4月1日以降の願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用いたします。